

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び活動予算書は、奈良県くらし創造部協働推進課において縦覧に供します。

平成二十七年二月十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 申請のあった年月日

平成二十七年一月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人らくらくお悩み鑑定室

三 代表者の氏名

岡本 裕子

四 主たる事務所の所在地

北葛城郡広陵町みささぎ台二五番六号

五 定款に記載された目的

この法人は社会生活において様々な悩み（学校、仕事、介護、人間関係等）を持つ方々を対象として、悩み相談や結婚相談等を行うことで、社会全体の利益に寄与することを目的とする。